

議案第 5 号

瑞穂町職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の改正に伴い、条例を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

瑞穂町職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(瑞穂町職員の分限に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町職員の分限に関する条例(昭和 2 6 年条例第 2 0 号)
の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の
次に次の 1 項を加える。

3 非常勤職員（法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の
職を占める職員を除く。）について第 1 項及び前項の規定を適
用する場合にあっては、これらの項中「3 年」とあるのは「1
年」と読み替えるものとする。

(瑞穂町職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第 2 条 瑞穂町職員の懲戒に関する条例(昭和 2 6 年条例第 2 1 号)

の一部を次のように改正する。

第3条中「月額」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（瑞穂町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年条例第2号）第5条に規定する特殊勤務に係る報酬、第6条に規定する超過勤務に係る報酬及び第7条に規定する休日勤務に係る報酬を除く。））」を、「給与」の次に「又は報酬」を加える。

第4条第3項中「給与」の次に「又は報酬」を加える。

（瑞穂町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 瑞穂町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（1）次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

（ア）任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）

に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

（イ）当該非常勤職員の養育する子（育児休業法第2条第

1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6月に

達する日（以下「1歳6月到達日」という。）までに、

その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後

のもの）が満了すること、及び特定職に引き続き任用

されることが明らかでない非常勤職員

（ウ）勤務日数を考慮して、規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員

（当該非常勤職員の養育する子が1歳に達する日（以下こ

の号及び第2条の3において「1歳到達日」という。）（当

該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日

とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、

当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤

職員に限る。）

ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（当該非常勤職員の養育する子の1歳6月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) 臨時的に任用される職員

(3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(4) 瑞穂町職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第11号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の

1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条の規定による産前産後の休業又は瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成22年条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)第18条第1項その他の規定による妊娠出産休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 1歳6月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日(当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日)を育児休業期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6月到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な業務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号の次に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、再度任用されることに伴い、当該再度任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第10条中「瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成22年条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に改める。

第15条及び第16条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、規則で定める非常勤職員

ウ 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(部分休業の承認)

第16条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(勤務時間条例第18条第1項に規定する育児時間(以下「育児時間」という。))又は勤務時間条例第19条の2第1項に規定する介護時間(以下「介護時間」という。))の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は介護時間を減じた時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

第17条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、その勤務しない時間1時間につき、規則で定める勤務1時間当たりの報酬の額を減額して支給する。

(瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成22年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第20条中「休暇等については」の次に「、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し」を加える。

(瑞穂町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第5条 瑞穂町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町職員の分限に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第3条 略 (休職の期間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)について第1項及び前項の規定を適用する場合にあつては、これらの項中「3年」とあるのは「1年」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p>第5条から第8条 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第3条 略 (休職の期間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>第5条から第8条 略</p>

第2条による改正

瑞穂町職員の懲戒に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(瑞穂町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年条例第2号)第5条に規定する特殊勤務に係る報酬、第6条に規定する超過勤務に係る報酬及び第7条に規定する休日勤務に係る報酬を除く。))の5分の1以下に相当する額を給与又は報酬から減ずるものとする。</p> <p>(停職の効果)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 停職者は、停職の期間中いかなる給与又は報酬も支給されない。</p> <p>第5条及び第6条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額_____の5分の1以下に相当する額を給与_____から減ずるものとする。</p> <p>(停職の効果)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 停職者は、停職の期間中いかなる給与_____も支給されない。</p> <p>第5条及び第6条 略</p>

第3条による改正

瑞穂町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略 <u>(育児休業をすることができない職員)</u></p> <p>第2条 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア <u>次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 当該非常勤職員の養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6月に達する日(以下「1歳6月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること、及び特定職に引き続き任用されることが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日数を考慮して、規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(当該非常勤職員の養育する子が1歳に達する日(以下この号及び第2条の3において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ <u>第2条の4に規定する場合に該当する</u></p>	<p>第1条 略 <u>(育児休業をすることができない職員)</u></p> <p>第2条 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u></p> <p><u>(1) 非常勤職員</u></p> <p><u>(2) 臨時的に任用されている職員</u></p> <p><u>(3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p><u>(4) 瑞穂町職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第11号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p>

非常勤職員(当該非常勤職員の養育する子の1歳6月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) 臨時的に任用される職員

(3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(4) 瑞穂町職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第11号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

第2条の2 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合
非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である

第2条の2 略

場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。) から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条の規定による産前産後の休業又は瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成22年条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)第18条第1項その他の規定による妊娠出産休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。) を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるもの)にあっては、当該任期の末日の

翌日又は当該引き続き任用される日)を
育児休業の期間の初日とする育児休業を
しようとする場合であって、次に掲げる
場合のいずれにも該当するとき 1歳6月
到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が
当該子の1歳到達日(当該職員がする育
児休業の期間の末日とされた日)が当該
子の1歳到達日後である場合にあって
は、当該末日とされた日)において育児
休業をしている場合又は当該非常勤職
員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該
配偶者がする地方等育児休業の期間の
末日とされた日)が当該子の1歳到達日
後である場合にあっては、当該末日と
された日)において地方等育児休業を
している場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間につい
て育児休業をすることが継続的な勤務
のために特に必要と認められる場合と
して規則で定める場合に該当する場合
(育児休業法第2条第1項の条例で定める場
合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定
める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの
子を養育するため、非常勤職員が当該子の1
歳6月到達日の翌日(当該子の1歳6月到達日
後の期間においてこの条に掲げる場合に該
当してその任期の末日を育児休業の期間の
末日とする育児休業をしている非常勤職員
であって、当該任期が更新され、又は当該
任期の満了後に特定職に引き続き任用され
るものにあつては、当該任期の末日の翌日
又は当該引き続き任用される日)を育児休
業期間の初日とする育児休業をしようとする
場合であつて、次に掲げる場合のいずれ
にも該当するときとする。

(1)当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6月到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

(2)当該子の1歳6月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な業務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第2条の5 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 略

(1)から(6) 略

(7)第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8)その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、再度任用されることに伴い、当該再度任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第4条から第9条 略

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第3条第2項の規定により正規の勤務時間の割振りを定められた職員について、次の各号に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

第2条の3 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 略

(1)から(6) 略

第4条から第9条 略

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成22年条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第2項の規定により正規の勤務時間の割振りを定められた職員について、次の各号に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務

(1)(2) 略

第11条から第14条 略

(部分休業をすることができない職員)

第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、規則で定める非常勤職員

ウ 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(部分休業の承認)

第16条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(勤務時間条例第18条第1項に規定する育児時間(以下「育児時間」という。))又は勤務時間条例第19条の2第1項に規定する介護時間(以下「介護時間」という。))の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は介護時間を減じた時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しな

の形態を除く。)とする。

(1)(2) 略

第11条から第14条 略

(部分休業をすることができない職員)

第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)
とする。

(部分休業の承認)

第16条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第18条第1項の規定による育児時間又は勤務時間条例第19条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は

い場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第17条 略

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、その勤務しない時間1時間につき、規則で定める勤務1時間当たりの報酬の額を減額して支給する。

第18条 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第17条 略

第18条 略

第4条による改正

瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第19条の2 略 (臨時職員等に対する特例)</p> <p>第20条 臨時的に任用される職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については、<u>第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、任命権者が定める。</u></p> <p>第21条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第19条の2 略 (臨時職員等に対する特例)</p> <p>第20条 臨時的に任用される職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については____、任命権者が定める。</p> <p>第21条 略</p>

第5条による改正

瑞穂町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第9条 略 (期末手当)</p> <p>第10条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは任期満了により_____失職し、又は死亡した会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2から4 略</p> <p>第11条 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第9条 略 (期末手当)</p> <p>第10条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは任期満了により、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により</u>失職し、又は死亡した会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2から4 略</p> <p>第11条 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>